公告 第 61 号
令和8年11月12日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第３４２会計隊長　有田　吉成

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LX31BJ00420	6MH81CR6271 0001		

品名　または　件名
重油
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
40,000.00	LI						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊名寄駐屯地	名寄駐屯地　補給科　又村曹長３２２
搬入場所	納期または工期
	令和9年2月15日（月）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊名寄駐屯地　第３４２会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月25日（水）8時30分　第３４２会計隊　入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、物品の販売で北海道地域の資格を有しており、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ等級に格付けされた者であること。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者。
カ　別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(2)　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５以上を違約金として徴収する。）
イ　契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。）
(3)　入札の無効
ア　第２項及び第７項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
エ　電報・電話・ＦＡＸによる入札
オ　入札開始時刻に遅れた者による入札

カ　「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約に虚偽又は違反した場合
キ　次の文面を記載していない入札書による入札
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

(4)　契約書の作成
落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(5)　落札決定方式
予定総価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6)　その他
ア　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ　適用する契約条項については、駐屯地標準契約書　物品売買契約条項、談合等不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項とする。
ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。
エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(7)　郵便入札
郵便による入札を認める。この際、封筒に「重油　入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便(簡易書留可)にて令和８年１１月２４日（火）１７時００分までに名寄駐屯地第３４２会計隊へ必着とする。この際、 必ず電話にて担当者に到着の確認を行うこと。（到着が双方確認できない場合があるので、必ず送付・到着の確認を行うこと。）

(8)　再度入札
再度入札が必要な場合は別示する。

(9)　入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先
入札に関する事項　陸上自衛隊名寄駐屯地第３４２会計隊　契約班（担当：谷口）
ＴＥＬ　０１６５４－３－２１３７　（内線　３４８）
ＦＡＸ　０１６５４－３－２１３９　（直通）

(10)　公告掲示場所
ア　掲示場所：名寄・旭川商工会議所、名寄・旭川各駐屯地会計隊
イ　北部方面会計隊ホームページ http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/
ウ　掲示期間：令和８年１１月１２日（木）～令和８年１１月２５日（水）

別紙第１

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

１　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（１）　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（２）　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

※見積依頼ではございません

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長　有田　吉成

価格調査です。協力お願いします。

1 提　出　年　月　日：**令和8年11月24日　0900まで**

2 提　出　場　所：陸上自衛隊名寄駐屯地　第342会計隊

3 価　格　調　査　方　法：単価(税抜)

4 問　い　合　わ　せ　先：価格調査に関する問い合わせ先
郵便番号　096－8584
北海道名寄市字内淵84
陸上自衛隊名寄駐屯地　第342会計隊
ＴＥＬ　０１６５４－３－２１３７　内線 348　担当 谷口
ＦＡＸ　０１６５４－３－２１３９

5 下記欄に貴社名をご記入のうえ、FAX等で返信お願いします

(住所)

(氏名)

品　　名	規　　格	予定数量	単 位	単価	金額
重油	仕様書のとおり	40,000.0	LI		
	以下余白				

入　札　書

金額￥

品　　名	規　　格	単位	予定数量	単　価	金　額
重油	仕様書のとおり	LI	40,000.0		
	以下余白				
合計					
納入（履行） 場　所	陸上自衛隊名寄駐屯地	納　　期 （履行期限）		契約締結日 ～ 令和９年２月１５日	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官

陸上自衛隊名寄駐屯地

第342会計隊長　有田　吉成　殿

住　　所

会　社　名

代表者名

仕様書		仕様書番号	22
		作成年月日	8.11.11
		作成部隊	名寄業務隊補給科
品名	重油	作成者	近川１曹

1　適用範囲
　本仕様書は「重油」ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

2　種類
　１種２号（９１４０－４１９－４６４８－５）
バルク（硫黄分を除き、ＪＩＳ Ｋ ２２０５の１種（Ａ重油）２号のもの）

3　法令等
(1)　産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）
(2)　揮発油等の品質の確保等の関する法律（昭和５１年法律第８８号）

4　製品に関する要求（品質は、次による）
　１種２号は、ＪＩＳ Ｋ ２２０５の１種（Ａ重油）２号による。ただし、硫黄分は１．０％以下とする。

5　品質保証
　検査は、ＪＩＳ Ｋ ２２０５によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

6　納入単位
　バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

7　成績書等
(1)　産業標準法の規定に基づく表示（ＪＩＳ　Ｋ　２２０５に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

(2)　前（1）の以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第１６条の２第１項、第１７条の３第２項及び第１７条の４第３項の規定に基づき告示された分析機構の品質保証資料とする。

8　検査
　検査官は、本仕様書に基づき受領検査、数量検査を行う。

9　補償
(1)　発生した事故等については、契約業者の責任とし、自衛隊側に損害を与えた場合は補償・補填するものとする。
(2)　発生した事故等については、その原因が契約業者の責に帰すべき理由によるものと認められる場合、契約業者が補償・補填するものとする。
１０　その他
　本仕様書以外で不明な点があれば、係官と調整しその指示による。